

大分県報

令和四年
号外（一九）
三月三十一日

（木曜日）

目次

教育委員会規則

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員等の管理に関する規則等の一部改正……………

人事委員会規則

職員等の任用に関する規則の一部改正……………

○教育委員会規則

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員等の管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第二号

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員等の管理に関する規則等の一部を改正する規則

（大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員等の管理に関する規則の一部改正）

第一条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員等の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十四条第一項第十二号」を「第十四条第一項第十三号」に改め、同条第七項中「二部」を削り、同条第八項中「が署名した」を「から」に改め、「一部」を削る。

第十条第一項中「第十八条」を「第十七条」に改め、同条第三項中「二時間当たりの給料」を「勤務一時間当たりの給料」に改め、同条第五項を削る。

第十六条第二項第三号中「次条」を「第十八条」に改める。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

令和四年三月三十一日

（期末手当基礎額）

第十七条 報酬条例第二条第九項に規定する期末手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額の報酬を受ける会計年度任用職員 基準日（退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。）現在において、その者が受けるべき報酬の月額

二 日額の報酬を受ける会計年度任用職員（次号において教育人事課長が指定するものを除く。） 基準日が属する月においてその者が受けるべき一箇月分の報酬の額

三 日額の報酬を受ける会計年度任用職員 基準日以前六箇月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた報酬（第十条第三項及び第四項の規定により支給される報酬を除き、月の初日から末日までの間在職した月に係る報酬に限る。）の額の一箇月当たりの平均額

2 前項第三号の規定により算出した期末手当基礎額に一円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（期末手当の算定基礎となる在職期間）

第十八条 報酬条例第二条第九項に規定する期末手当の算定基礎となる在職期間は、基準日以前六箇月以内の期間において、県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員として在職した期間（引き続き在職したものに限り。）とする。

2 基準日以前六箇月以内の期間において、職員等が会計年度任用職員として任用された場合（基準日前一箇月以内において会計年度任用職員として任用された場合を除く。）における当該職員等としての在職期間は、前項の会計年度任用職員として在職した期間に算入する。

第二十五条第二項中「十の項に掲げる場合にあつては」の下に「六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は」を加え、「県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が一年以上であり、かつ、」及び「であつて県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が一年以上であるもの」を削る。

第二十七条第一項中「第二条第四号イ(3)」を「第二条第四号イ(2)」に改め、同条第三項中「第二十四条第二号ロ」を「第二十四条第二号」に改める。

第三十四条第二項の表の上欄中「第十八条第二項及び第三項」を「第十七条第一項第二号及び第三号」に改める。

別表第二の三の項から五の項までの規定中「とき」を「とき。」に改める。

大分県報号外（教育委規則）

（大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正）

第二条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「同意書兼宣誓書」を「同意書兼宣誓書」に改め、「二部」を削り、同条第七項中「当該臨時的任用職員が署名した」を「当該臨時的任用職員から」に改め、「一部」を削る。

第十条第一項中「九の項及び十の項に掲げる場合にあつては」を「及び九の項から十一の項までに掲げる場合にあつては、」に改め、「別表第一の十一の項に掲げる場合にあつては県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に」を削り、「同表の上欄」を「別表第一の上欄」に改め、同条第二項中「十の項に掲げる場合にあつては」の下に「任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は」を加える。

別表第一の五の項中「とき」を「とき。」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の施行前にした時間外勤務に対する報酬（技能労務職員にあつては、時間外勤務手当）の支給額の算定については、なお従前の例による。

○人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十二条に規定する産前産後の休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする職で、任期を定めて採用された者をもつて補充しようとするもの
第十四条第二項中「第十三号」を「第十四号」に改める。
第四十二条第一項第一号中「同項第十二号」を「同項第十三号」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。